

掛川市文化財団文化芸術公演等デジタル配信事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条

掛川市文化財団は、市内における文化芸術活動の保護及び推進のため、文化芸術活動と鑑賞機会を、市民へ提供することを目的とした文化芸術公演等デジタル配信事業を行う団体及び個人に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところとする。

(定義)

第2条

(1) この要綱において「文化芸術活動」とは、次に掲げる分野に該当する活動をいう。

ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

イ 映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術

ウ 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能

エ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

オ 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）及び国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）

(2) この要綱において「団体」とは、構成員の過半数以上が、市内在住者又は市内を主な活動拠点としている者であるものをいう。

(3) この要綱において「個人」とは、市内在住者又は市内を主な活動拠点としている者をいう。

(4) この要綱において「文化芸術公演等デジタル配信事業」とは、市内において、活動をライブ配信又は収録配信する事業（一の団体又は個人につき、一の活動に対して行われるものに限る。）をいう。

(補助率)

第3条 補助の対象及び補助率（額）は次のとおりとする。

1件あたり上限8万円（補助率10/10以内、1,000円未満切り捨て）とする。

採択件数、および交付額は、事業の予算及び補助対象経費の範囲で決定する。

(交付の申請)

第4条

申請者は下記の書類を提出するものとする。

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書
- エ その他掛川市文化財団が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

(交付の条件)

第5条

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ掛川市文化財団の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに掛川市文化財団に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(変更の承認)

第6条 変更が生じた場合は、下記の申請書類の提出をするものとする。

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第2号）

イ 変更事業計画書

ウ 変更収支予算書

(実績報告)

第7条 事業終了後、下記書類を期限までに提出するものとする。

- (1) 提出書類 各1部

ア 完了報告書（様式第3号）

イ 実績報告書

ウ 収支決算書

エ その他掛川市文化財団が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月4日のいずれか早い日まで

(請求の手続)

第8条 請求は下記のとおりとする。

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第4号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して30日を経過した日まで

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表

補助の対象			補助率（額）等
対象経費	費目区分	費目詳細	
文化芸術公演等デジタル配信事業に要する経費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踏家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等	当該事業に要する経費の10分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とし、8万円を限度とする。
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、音楽制作料、音楽編集料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作材料等	
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料、公演活動制作料等	
	物件費	照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費、運搬費、大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費等	
	撮影配信費	映像配信に係る制作会社等への委託費、機材のレンタル料、編集・配信コンサルティング費用等	
	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む。）、会場設営費、会場撤去費、（現地制作に係る）稽古場・作業工房等の使用料等	
	旅費	国内交通費、宿泊費等	
	通信費	郵送料等	
	広告・印刷費	ウェブサイト制作費、ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費等	
	消耗品費	消耗品費	

様式第1号

掛川市文化財団文化芸術公演等デジタル配信事業費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市文化財団 理事長

所在地

申請者 名 称

代表者

㊞

令和 年度において文化芸術公演等デジタル配信事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業計画書 別紙のとおり
- 3 収支予算書 別紙のとおり
- 4 その他

様式第2号

掛川市文化財団文化芸術公演等デジタル配信事業計画変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市文化財団 理事長

所在地

申請者 名 称

代表者

㊟

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた文化芸術公演等デジタル配信事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更事業計画書 別紙のとおり
- 4 変更収支予算書 別紙のとおり
- 5 その他

様式第3号

掛川市文化財団文化芸術公演等デジタル配信事業完了報告書

年 月 日

(あて先) 掛川市文化財団 理事長

所在地

報告者 名 称

代表者

㊞

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた文化芸術公演等デジタル配信事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

- 1 完了年月日 年 月 日
- 2 事業報告書 別紙のとおり
- 3 収支決算書 別紙のとおり
- 4 補助金交付申請書と相違した場合は、その理由
- 5 交付決定を受けた額 円
- 6 その他

上記報告事項について審査しました。

年 月 日

審査(検査)担当者

㊞

審査結果の意見

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた文化芸術公演等デジタル配信事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（あて先）掛川市文化財団 理事長

所在地

請求者 名 称

代表者

印

口座振替先
金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人
(カナ)
(漢字)